

郡山市国際交流員の公舎に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市公舎に関する規則（昭和57年郡山市規則第15号。以下「規則」という。）第20条の規定により、市が雇用する国際交流員（以下「国際交流員」という。）に使用させる公舎に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用させる公舎)

第2条 国際交流員は、市長が特に認める場合を除き、規則第5条の規定により市長が指定した公舎に居住するものとする。

(入居料)

第3条 規則第11条に定める入居料は、月額20,000円とする。

(備品の備え付け)

第4条 市長が国際交流員の公舎に備え付ける備品は、次に掲げるものとする。ただし、公舎とする住宅に設備として備え付けられている場合を除く。

- (1) 冷蔵庫 1台
- (2) 洗濯機 1台
- (3) エアコン 1台
- (4) 固定電話機 1台
- (5) ガステーブル 1台
- (6) 食卓用テーブルセット一式
- (7) 洋服ダンス 1台
- (8) 掃除機 1台
- (9) テレビ 1台
- (10) 寝具類一式

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、前項に規定する備品のほか必要な備品を備え付けることができる。

3 備品は、入居及び退去の際に、国際交流員及び職員が立会いの上、確認するものとする。

4 国際交流員は、故意又は過失により備品を損傷したときは、これを弁償しなければならない。

(公舎入居の際の準備)

第5条 国際交流員は、公舎への入居時に、規則第9条に規定する公舎使用承認申請書（第3号様式）のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 自動車調書（別記様式）
- (2) その他市長が提出を指示する書類

2 前項の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公舎への居住に際しての遵守事項)

第6条 国際交流員は、善良なる管理者の注意義務をもって居住し、次に掲げる事項を行ってはならない。これに反した場合は、損害賠償の義務を負うものとする。

- (1) 室内の改造を行うこと。
- (2) 水道管等について、凍結防止の措置を怠ること。

- (3) 動物を飼育すること。
 - (4) 騒音、悪臭の発生等近所迷惑になる行為
 - (5) その他市長の指示する事項
- (入居後の公舎に関する連絡先)

第7条 国際交流員は、入居した公舎に関し、設備等に支障があった場合（消耗品の磨耗等による場合は除く。）は、市民部ダイバーシティ推進課（以下「ダイバーシティ推進課」という。）に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により国際交流員から連絡があったときは、ダイバーシティ推進課は、早急に契約者又は不動産管理事業者等に連絡し、支障を解消しなければならない。

(退去に際しての遵守事項)

第8条 国際交流員は、退去に際し、住宅の清掃を行いダイバーシティ推進課の職員の確認を受けるものとする。この場合において、故意又は過失による住宅及び備品の損傷があった場合は、弁償をするものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

自動車調書

年 月 日

郡山市長

自家用自動車について、下記のとおり報告いたします。

住 所
氏 名 ㊟

車 種		車 名	
年 式		取得年月日	
ナンバー		排気量	
名義人氏名		名義人住所	

注 車検証の写しを添えて提出してください。